

沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(商品開発支援) 実施要領

令和4年3月31日 決裁

(通則)

第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、商品開発支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

(実施期間)

第3条 実施期間は、募集要領等で定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 交付要綱別表2六商品開発支援の項の補助対象経費の欄に規定する経費の詳細は募集要領等で定めるものとする。

(補助対象外経費)

第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

(交付の申請)

第6条 交付要綱第6条第1項の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

(1) 初回申請時のみ必要となるもの

ア 履歴事項全部証明書(写し可)

イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

エ 誓約書・確認書(別紙1-1)

オ 年間計画書(別紙1-2)

カ 事業実施計画書(任意様式)

キ 会社概要(別紙2)

ク 企画書(別紙3)

ケ 収支計算書(別紙4)

- コ 収支計算書内訳（別紙４－１）
- サ 上記に係る見積書等

（実績報告）

第 7 条 交付要綱第12条第 1 項の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支計算書（別紙 4）
- (2) 収支計算書内訳（別紙 4－2）
- (3) 第 1 号及び第 2 号に係る領収書等証拠書類
- (4) 成果報告書（別紙 5）
- (5) 売上・成約実績表（別紙 5－1）
- (6) 第 4 号及び第 5 号に係る実施状況の写真及び結果が確認できる資料
- (7) その他参考となる書類

（経費の計算）

第 8 条 経費は、最も経済的な方法により事業を実施した場合の経費により計算する。

（為替レート）

第 9 条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

（雑則）

第10条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。